

附属図書・芸術資料館施設使用規程

令和4年3月25日
沖芸大規程第83号

附属図書・芸術資料館の施設、設備については、次によりその使用を認める。

- 1 施設、設備（駐車場を除く）を使用する場合は、指定する期限までに施設使用申請書等（別紙様式）を提出し、許可を得ること。
- 2 使用許可の範囲は、次のとおりとする。

施設名	面積等	使用対象者	申込期限	使用時間	備考
多目的室	椅子60脚	教職員、学生	使用する7日前まで	月～金（9:00～18:00） その他（9:00～18:00）	
第1展示室	面積:354m ² 約22×13m 高さ3m	教職員、学生、 卒業生	前期（1月31日） 後期（7月31日）	月～金（10:00～17:00） その他（10:00～17:00）	前期4～9月 後期10～3月
第2展示室	面積:139m ² 約17×6m 高さ3m	〃	〃	〃	〃
第3展示室	面積:83m ² 約11×7m 高さ4m	〃	〃	〃	〃

ただし、館長の特別許可により、変更することができる。

- 3 開館時間内の使用については、事務室より鍵を借用することとし、その他の時間の使用については、警備員に開錠、施錠等（展示室使用の場合は照明の点灯、消灯も含む）を依頼すること。
- 4 施設、設備の使用に際しては、許可の条件及び館員等の指示に従うこととし、館員又は警備員に施設使用許可書の提示を求められた場合は、すみやかにこれに応じなければならない。
- 5 施設、設備の使用後は、使用前の原状に回復したうえで、館員の点検又は承認を得るものとし、故意又は過失による施設、設備の損害等については、必要な経費を賠償しなければならない。
- 6 使用の許可後、許可の条件に違反、もしくは係員の指示に従わない等、不適切な使用が認められた場合は、使用者に対し許可の取り消し、又は中止させることができる。

附 則（令和4年3月25日館長決裁）

この規程は、令和4年3月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。